

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業のご案内

人工呼吸器使用者で在宅療養をしている方に対して、停電時等における安全確保を目的として、非常用電源装置を給付します。

お住まいを管轄する健康福祉センターにお問い合わせください。

◆対象者

板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成している方

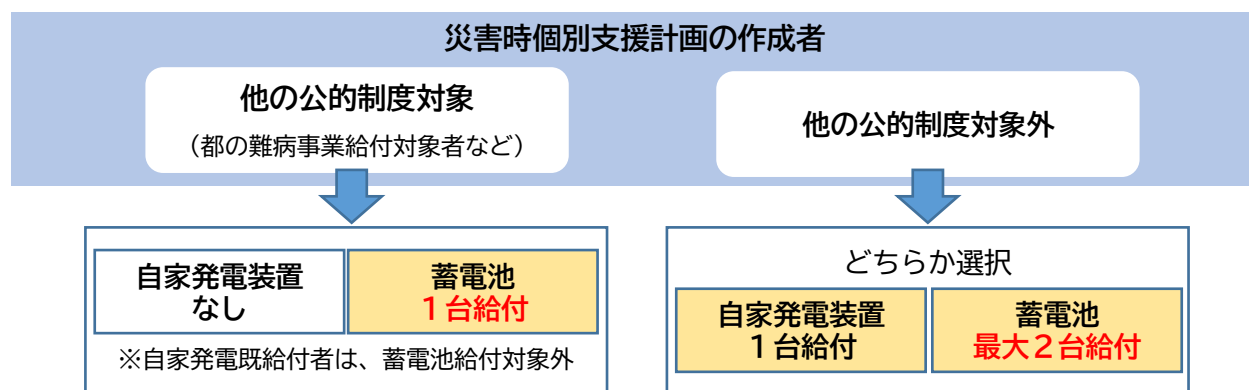
※他の公的制度対象も給付対象に追加（R 7年度新規）

◆給付対象装置

給付対象装置		区負担上限額	耐用年数
自家発電装置	原則として人工呼吸器の外付けバッテリーの充電を目的とするもの	212,000 円 (税込)	給付から 6 年間
蓄電池	下記①か②のいずれか ① 容易に使用及び運搬が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの ② 停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリー（診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く）	104,000 円 (税込)	給付から 5 年間

◆給付個数（R 7年度新規：給付個数拡大）

自家発電装置 1 台もしくは蓄電池最大 2 台のどちらか



希望する非常用電源装置については、ご使用中の人工呼吸器の保守点検事業者や医療機器メーカー、担当医師などに必ずご相談ください。

※ 希望される装置が区負担上限額を超える場合、超過金額は申請者の自己負担となります

※ 耐用年数期間中の再交付はできません

◆申請に必要な書類

① 申請書（各健康福祉センターでお渡しします）

② 装置の見積書（板橋区長あてのもの）

※本事業を利用することを伝え、装置を取り扱う業者へ依頼してください

◆装置給付までの流れ

- ① お住まいを管轄する健康福祉センターに本事業を利用したい旨、事前にご相談いただいたうえで、申請書と装置の見積書を提出してください。
- ② 申請書類の内容を審査し、給付の決定を行います。
- ③ 給付が決定されると、健康推進課より、給付決定通知書と給付券を申請者あてに送付いたします。なお、給付の要件に該当しない場合は、給付申請却下決定通知書を送付いたします。
※ 申請から給付決定までに1か月ほどかかります(状況により2か月かかる場合もあります)
- ④ 給付券が届いたら、業者と納入日を決め、給付券を添えて自己負担額を支払い、装置を受け取ります。

お問合せ

板橋健康福祉センター	3579-2333	志村健康福祉センター	3969-3836
上板橋健康福祉センター	3937-1041	高島平健康福祉センター	3938-8621
赤塚健康福祉センター	3979-0511	板橋区役所健康推進課	3579-2821

非常用電源装置給付事業 Q&A

- Q. 非常用電源装置をすでに持っていますが、この購入代金は対象となりますか？
- A. 本事業は装置本体を給付する事業となりますので、すでに購入した装置の代金は給付対象ではありません。
- Q. 区負担上限額の範囲内で、複数台申請することは可能ですか？
- A. ご申請いただけるのは、患者様おひとりにつき1台です。自家発電装置か蓄電池の、どちらか一方を選んでご申請ください。
- Q. どの装置を選べばよいですか？
- A. ご自宅の状況や使用中の人工呼吸器などによりどの装置が適当かは、患者様ごとに異なります。どの装置を選べばよいか、どのようなものを準備しておくべきかなどは、ご使用中の人工呼吸器の保守点検事業者や医療機器メーカー、担当医師に必ずご相談下さい。
- Q. 蓄電池とソーラーパネルを組み合わせたいのですが、ソーラーパネルも一緒に申請できますか？
- A. 本事業で給付対象となるのは装置本体のみです。ソーラーパネルや、自家発電装置で使用するエンジンオイル・燃料、また装置の修理にかかる費用も本事業の給付対象とはなりません。